

「エコスピカ」における事業系廃棄物の受入判断

(別紙1)

区分	ごみの種類と具体例		搬入の可否	
①紙くず	建設業に係る工作物の新築、改築又は除去	から生ずる紙くず	←に該当する	搬入不可
	新聞巻取紙を使用して印刷発行を行う新聞業		←に該当しない	搬入可能
	パルプ・紙・紙加工品の製造業			
	印刷出版を行う出版業、製本業、印刷加工業			
②木くず	建設業に係る工作物の新築、改築又は除去から	から生ずる木くず	←に該当する	搬入不可
	木材・木製品の製造業(家具製造業を含む)		←に該当しない	搬入可能
	パルプ製造業、輸入木材の卸売業、物品賃貸業			
	貨物流のために使用したパレット			
③繊維くず	建設業に係る工作物の新築、改築又は除去	から生ずる繊維くず	←に該当する	搬入不可
	繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く。)		←に該当しない	搬入可能
④動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業において原料として使用した動物又は		←に該当する	搬入不可
	植物に係る固形状の不要物		←に該当しない	搬入可能
⑤動物性固形不要物	と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜	から生ずる固形状	←に該当する	搬入不可
	食鳥処理場において食鳥処理した食鳥		←に該当しない	搬入可能
⑥動物のふん尿	畜産農業に係る動物のふん尿		←に該当する	搬入不可
			←に該当しない	搬入可能
⑦動物の死体	畜産農業に係る動物の死体		←に該当する	搬入不可
			←に該当しない	搬入可能
⑧燃え殻	石炭がら、重油灰、産業廃棄物の焼却残さ等		全事業所搬入不可	
⑨污泥	工場廃水等の処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、		全事業所搬入不可	
	活性污泥、凝集沈殿污泥、建設污泥、ビルピット污泥等、浄水場の沈殿池から生じる污泥			
⑩廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、廃溶剤、タールピッチ等		全事業所搬入不可	
⑪廃酸	廃硫酸、廃塩酸など有機性・無機性を問わず、すべての酸性廃液		全事業所搬入不可	
⑫廃アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん廃液など有機性・無機性を問わず、すべてのアルカリ性廃液		全事業所搬入不可	
⑬廃プラスチック	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤなどすべての固形、液状の合成高分子		全事業所搬入不可	
	化合物			
⑭ゴムくず	天然ゴム		全事業所搬入不可	
⑮金属くず	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等		全事業所搬入不可	
⑯ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	ガラス、レンガ、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)、		全事業所搬入不可	
	陶磁器くず等			
⑰鉱さい	高炉、転炉、電気炉などの残さ、キューポラのノロ、ボタ、不良鉱石、粉炭かす等		全事業所搬入不可	
⑱がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート破片、アスファルト破片、その他		全事業所搬入不可	
	これに類するもの			
⑲ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設等で発生し、集じん施設によって集められたもの		全事業所搬入不可	
⑳法施行令第2条第13号に規定する産業廃棄物	上記①～⑱に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、上記の産業廃棄物に		全事業所搬入不可	
	該当しないもの(コンクリート固形化物等)			

搬入可能なものは、①～⑦の素材で100%構成されているものに限りま

一般家庭から出るようなものも、事業者から排出される場合は「産業廃棄物」に該当します

